

維持修繕課内清涼飲料水自動販売機設置者募集要項

豊中市では、維持修繕課内において、職員及び施設利用者が利用する清涼飲料自動販売機（以下「自動販売機」とします。）の設置者を募集します。

応募を希望される場合はこの募集要項をよく読み、次の各事項を承知の上、お申込みください。

1. 公募物件

所在地及び設置場所 物件番号	台数	設備の有無	使用許可 スペース	位置図	最低制限 価格	令和5年度 売上実績
豊中市勝部3丁目2番1号 維持修繕課1階 湯沸室 物件番号 ①	1台	電気コンセント有	約1m ²	別紙 参照	10,791円 (年額)	売上本数 2,139本 売上金額 248,750円
豊中市勝部3丁目 2 番 1 号 維持修繕課1階 湯沸室 物件番号 ②	1台	電気コンセント有	約1m ²	別紙 参照	10,791円 (年額)	売上本数 3,887本 売上金額 438,610円

※ 使用許可スペースには、放熱余地・回収ボックス設置分を含みます。

※ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に本市に連絡のうえ設置場所の確認をお願いします。

※ 新500円硬貨及び新紙幣に対応していることを条件とします。

2. 応募できる物件数

複数の物件に応募することも可能です。

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす者が応募することができます。なお、自動販売機設置後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置者としての使用許可を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者となります。）。

- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (5) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (9) 豊中市物品等入札参加資格「5806自販機」「6012清涼飲料水」の認定を受けていること。
- (10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (12) 本市が実施する自動販売機の設置者募集に関して、過去3ヶ年のうち、「11 設置者の資格の喪失」に示す行為を行い、設置者としての資格を喪失した者でないこと。

4. 公募の条件

(1) 設置方法

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項および豊中市財産条例等に基づき、行政財産使用許可により行うものとします。

(2) 使用料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間（自動販売機の設置、撤去に要する期間は、使用許可期間に含まれます。）は令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの1年間とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して本市が支障ないと判断する場合は、1年以内の範囲で使用許可を更新することができます。なお、更新については、当初本市が設定した応募条件を変更しないことを前提として、4回の更新（最大5年）を限度とします。

※許可期間中であっても、公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。

※使用許可期間満了後、引き続き使用許可を受けようとするときは、期間満了3か月前までに行政財産使用許可申込手続きを行ってください。

イ 使用料

設置者は、自動販売機を設置するにあたり、使用料を本市に納めていただく必要があります。本案件に応募いただいた事業者等（以下「応募者」とします。）の中から、本市が設定する最低基準額以上かつ最高の額を提示した応募者を設置予定者として選定します。物件毎に設置予定者が提示した提案価格に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって設置予定者が行政財産使用許可申込手続きを行うことにより正式に設置者となり、使用料が確定します。使用料は本市の発行する納付書により本市の指定する期限までに全額納入してください。

納入された使用料は原則として返納できませんが、以下の場合については施設管理者と設置者が協議の上、納入された使用料の一部または全部を返納します。なお、返納額については、使用許可期間と、既に使用した期間や、販売可能であった期間を勘案し、施設管理者と設置者が協議するものとします。

- ・災害その他不可抗力による事由のため当該財産が使用できなくなったとき。
- ・臨時の長期休館など、商品の販売が事実上不可能となる期間があったとき。
- ・その他、設置者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。

ウ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含みます。）、移転費等の一切の費用は設置者の負担とします。

電気料金についてもその全額を設置者の負担とし、本市が発行する納入通知書により使用料を本市が指定する期限までに全額納入してください。

電気料金については子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格した有効期間内のものに限ります。）を設置する場合は、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。なお、子メーターの管理についても設置者負担とします。

（3）自動販売機の基準

自動販売機については、原則として下記の仕様を満たす機種としてください。

ア ユニバーサルデザイン

大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、高齢者、障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。

イ 環境対策

- 省エネルギー
 - ・「ヒートポンプ」技術を採用した機種であること。
 - ・「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」等の消費電力量の低減に資する技術を採用している機種であること。
- ノンフロン対策

- ・ノンフロン対応機とすること。

ウ 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機内の飲料を出すことができる販売機（災害救助ベンダー）とし、その旨を販売機に表示すること。また、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

エ その他

デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。ロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周囲の景観に合う色合いをしたもの。）とすること。

(4) 設置条件

ア 自動販売機の寸法

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、物件ごとに示した使用寸法を超えないものを設置してください。

イ 安全対策

自動販売機を設置するにあたっては、事前に施設管理者と協議のうえ、据付面を十分に確認したうえで地震等により転倒しないように安全に据え付けてください。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置してください。

(5) 販売品目等について

ア 品目

一般市場で認知・支持されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器、紙パック又は紙コップの容器入りの清涼飲料水とします。

なお、酒類およびその類似品の販売を行うことはできません。

イ 販売価格

標準小売価格より高い価格で販売することはできません。

(6) 使用上の制限について

次のことを遵守してください。

- 許可物件を指定用途以外の用途で使用しないこと。
- 許可物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしないこと。
- 許可物件を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。
- 使用許可の条件を遵守し、使用料等を期限までに確実に納付すること。
- 使用期間中に3の(4)に係る許認可等の取り消しを受けていないこと。

(7) 維持管理責任について

次のことを遵守してください。

- 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。
- 商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- 原則として自動販売機1台に1個以上の割合で、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペ

ットボトル等) の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、設置者は、販売した容器以外の使用済飲料容器の回収・リサイクルにも協力すること。

- 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- 自動販売機、回収ボックス、自動販売機周辺は清潔に保つこと。
- 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- 商品の搬入・空容器の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
- 自動販売機の売上高及び本数については、月別に集計を行い、半年ごとに自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、本市に報告すること。また、年度終了後は速やかに、売上実績報告書を提出すること。なお、報告された売上本数及び売上金額の情報は、新たに自動販売機設置者の公募を行う際に公表します。
- 本市より機器のメンテナンス記録、商品補充記録、施設管理者又は自動販売機利用者からの対処要請にかかる対処記録、トラブル対処記録（発生日時、トラブル内容、対処内容、解決日時を含む。）等関係帳簿類の提出を求められた場合は延滞なく対応すること。
- 自動販売機に商品P R用のシール等を貼付する場合は、事前に本市確認を行うこと。

(8) 使用許可の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。

なお、使用許可の取り消し又は変更によって生じた損失について、本市は一切補償しません。

- 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
- 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合
- 設置者が「11 設置者の資格の喪失」に示す行為を行い、設置者としての資格を喪失した場合
- 著しく社会的信用を損なう行為等により設置者として相応しくないと本市が判断した場合

(9) 原状回復

設置者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに使用許可物件を原状に回復して返還してください。ただし、特に本市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとします。

なお、原状回復に際し、本市は一切の補償をしないものとします。

(10) 損害賠償

ア 設置者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に復した場合は、この

限りではありません。

イ 設置者は、許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(11) 費用の支出及び請求権の放棄

使用許可物件に投じた費用は、理由の如何を問わず全て設置者の負担とし、これを本市に請求することができません。

5. 応募申込手続き

(1) 申込方法

応募者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印（実印）のうえ、提出先または応募受付場所に提出書類を郵送または直接持参し、提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず提出先にその旨連絡し確認をしてください。

ア 郵送で申込む場合

申込受付期間：令和7年(2025年)2月3日(月)～令和7年(2025年)2月21日(金)必着

送付先：〒561-0894 豊中市勝部3丁目2番1号

豊中市都市基盤部維持修繕課 宛

※ 簡易書留または書留により送付してください。普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは受け付けられませんので、ご注意ください。

イ 持参する場合（土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。）

申込受付期間：令和7年(2025年)2月3日(月)～令和7年(2025年)2月21日(金)

【午前9時～午後5時15分】

提出先：豊中市勝部3丁目2番1号

豊中市都市基盤部維持修繕課

(2) 必要な書類（各1部）

① 応募申込書 様式第1号

② 証明書類（発行日から3か月以内のもの、写し可）

<法人の場合> 商業登記簿謄本（登記事項証明書）、印鑑証明書

<個人の場合> 代表者の住民票（マイナンバーの記載がないもの）、印鑑証明書

③ 応募者概要説明書 様式第2号

④ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

⑤ 各種納税証明書類<未納の税額がない証明>（発行日から3か月以内のもの、写し可）

<法人の場合>

法人税・消費税の納税証明書（納税証明書その3の3）

<個人の場合>

所得税・消費税の納税証明書（納税証明書その3の2）

⑥ 誓約書兼承諾書 様式第3号

⑦ 販売品目一覧表 様式第4号

応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、容器の種類などを記載していただくもので、本様式にて取扱う商品を決定するものではありません。取扱う商品の決定については、豊中市と協議が必要です。

- ⑧ 設置する自動販売機のカタログ（消費電力、寸法のほか、災害救助ベンダー、環境対策、ユニバーサルデザイン等の機能が確認できるもの）

(3) 申込みにあたっての留意事項

- ① 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受けられませんのでご注意ください。
- ② 電話、ファクス、インターネットによる受付けは行いません。
- ③ 提案価格は、応募物件ごとに年額の価格を記入してください。
- ④ 提案価格が最低基準額に達しないとき、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名押印のないもの、申込番号に対応する施設名が異なる場合は、提案自体を無効とします。
- ⑤ 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ⑥ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。
- ⑦ 応募書類の返却は行いません。

(4) 個人情報

応募書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者選定及び使用許可事務のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(5) 質問書の受付

受付期間：令和7年(2025年)2月3日(月)～令和7年(2025年)2月10日(月)13時必着

受付先：豊中市都市基盤部維持修繕課

メール kiban-iji@city.toyonaka.osaka.jp

質問方法：電子メールにて質問書（様式第5号）を送付 ※必ず電話で受信確認してください。

(6) 質問に対する回答

回答日：令和7年(2025年)2月17日(月)

回答方法：本市ホームページの「維持修繕課内清涼飲料水等自動販売機設置事業者の公募について」に掲載します。

※回答内容において、質問書の提出者が特定されると思われる情報は掲載しません。

※回答に対する再質問は受け付けません。

6. 設置予定者の選定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置予定者の選定対

象とします。

(2) 公募物件に対し、本市が設定する最低基準額以上の額で、かつ提案価格について最高の金額で応募申込みを行った者を選定し、設置予定者とします。なお、提案価格について最高の金額に応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。

(3) 設置予定者の通知等

設置予定者の決定は、令和7年（2025年）3月3日（月）の予定です。

公募結果については応募者全員に文書で通知します。

設置予定者は、行政財産使用許可申込手続きを行い、本市から使用許可を受けて正式に設置者となります。

7. 無効要件

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- (1) 最低基準額を下回る価格提案をしたもの。
- (2) 応募者の記名押印がないもの。
- (3) 本市が指定する様式を用いないで価格提案したもの。
- (4) 同一価格提案について、2以上の価格提案をしたもの。
- (5) 提案価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- (6) 金額の訂正、削除、挿入等のある価格提案書によるもの。
- (7) 価格提案に関し不正な行為を行ったもの。
- (8) その他価格提案に関する条件に違反したもの。

8. 行政財産の使用許可申込手続き

設置予定者は、令和7年（2025年）3月10日(月)までに、行政財産使用許可申込書その他提出書類を提出してください。なお、使用許可申込は応募申込書に記載された名義以外では行うことはできません。

<行政財産使用許可申込に係る提出書類>

- ① 行政財産使用許可申込書
- ② 設置場所の図面
- ③ 自動販売機及び回収ボックスの外寸図

9. 設置予定者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定者としての決定を取り消します。なお、この決定の取り消しによって設置予定者に損失が生じたとしても、本市は一切補償しないものとします。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

- (2) 「11 設置者の資格の喪失」に示す行為を行い、設置者としての資格を喪失した場合

10. 設置者の公表

設置者の決定後、本市ホームページに決定金額及び設置者を掲載します。

11. 設置者の資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、本市の自動販売機に関する設置者としての資格を失います。

- (1) 許可の条件に違反する行為が認められ、使用許可が取り消された場合
- (2) 応募の提案書類又は実績報告書に虚偽の報告があった場合
- (3) 正当な理由なく自動販売機の設置を辞退した場合
- (4) 使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した場合

12. その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定者の負担とします。
- (2) 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本募集要項の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法その他関係法令に定めるところにより処理します。

13. 問合せ先

豊中市勝部3丁目2番1号

豊中市都市基盤部維持修繕課 担当 田原・小林信

TEL : 06-6843-3100